

長野県環境審議会議事録

日 時：令和元年5月28日（火）

午後1時30分から3時50分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、

加々美貴代委員、北島直樹委員、小林泰委員、手塚優子委員、

福江佑子委員、宮原則子委員、梶田達也特別委員代理、奥山正樹特別委員、

熊崎裕文特別委員代理、吉田俊康特別委員代理

以上 14 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和元年5月28日(火)
午後1時30分～午後3時50分
場所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度 第1回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p>
高田環境部長	<p>それでは、開会にあたりまして、高田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、令和元年度第1回長野県環境審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様にはご多用の中ご出席いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>また、公私ともに大変ご多忙にもかかわらず、委員の就任をお引き受けいただきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。皆様には、県の環境行政の推進に向けまして、専門的なお立場からご審議を賜り、ご提言いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、今日の環境問題は、水・大気環境の保全や廃棄物による環境負荷などの身近な問題から、地球温暖化の進行、生態系の変化など地球規模にまで広がりを見せています。</p> <p>ご案内のとおり、県では昨年度から、「しあわせ信州創造プラン2.0」及び「第四次長野県環境基本計画」に基づき、SDGsの視点を意識し、環境保全の取組に加え、経済・社会の課題解決を図る取組を推進することとしているところです。「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つを柱として、本年度も様々な取組を進めてまいります。</p> <p>来月15日・16日には、「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が軽井沢町で開催されます。会合の開催を通じて、本県の魅力を国内外に発信するとともに、県の環境・エネルギー政策を更に進展させるべく取り組んでまいります。</p> <p>また、G20での議題の一つになるといわれている海洋プラスチック対策でございますが、河川の上流県である本県としても、県民、事業者、行政がそれぞれの立場でごみの減量化に取り組む「信州プラスチックスマート運動」を推進していくこととしたところです。</p>

環境に関する課題の解決には、行政だけではなくあらゆる主体の皆様が主体的な取組が必要となってまいります。委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で、ご支援・ご協力くださいますようお願いいたします。

この環境審議会におきましては、今年度は「長野県環境エネルギー戦略の策定」をはじめ、多くの重要な事項についてご審議をいただく予定でございます。委員の皆様には、大所高所、そして幅広い見地から、ご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたってのあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様を、名簿順にご紹介申し上げます。

(自己紹介)

本日都合により、大和田 順子委員、金子 ゆかり委員、小池久長委員、林 和弘委員、藤巻 進委員の5名からご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に幹事の自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けしました資料が、次第と出欠名簿等の綴り、別紙1の長野県環境審議会の概要について、本日の審議事項等になります資料1から資料7です。

それでは、本日は皆様に委員を委嘱させていただいてから初めての審議会でございますので、環境審議会の概要につきまして、中村環境政策課長から説明申し上げます。

中村環境政策課長

中村でございます。私から長野県環境審議会の概要につきまして説明させていただきます。お手元の別紙1をご覧いただきたいと思っております。

まず、1の「設置目的」でございますが、長野県環境基本条例第25条の規定により、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議するため、学識経験者等で構成される審議会を設置しているものでございます。

「審議内容」としまして、「環境の保全に関する基本的事項」、

「地球温暖化防止に関する事項」、「水環境の保全に関する事項」、「自然環境の保全に関する事項」、「廃棄物政策に関する事項」、「鳥獣保護に関する事項」など、幅広い分野にわたっております。

2の「委員」でございますが、委員は学識経験者等のうちから知事が任命することとされており、15名の皆様に委員を委嘱してございます。

任期は2年間で、皆様の任期は令和3年3月31日までとなっております。

会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、後ほど会長の選任につきましてよろしくお願いいたします。

また、特別委員として、国の機関の4名の皆様に委員をお願いしております。

3の「審議のしくみ」でございますが、環境の保全に関する基本計画等の策定を行う場合に、根拠条例等に基づき県が環境審議会に諮問をし、調査・審議をしていただくこととなります。

さらに専門的な検討をする必要があると認められる場合には、専門委員会を設置して調査・検討を行い、その検討結果を本審議会に報告していただき、再度審議を行っていただいたのち、長野県に「答申」をしていただくこととなります。

なお、温泉法の規定による事項を調査・審議するため、本審議会に「温泉審査部会」を設置してございます。

4の「その他」でございますが、会議は原則公開で実施され、議事録を調製し、会議の概要を記載することとされております。

2ページから3ページに、「長野県環境基本条例」のうち、環境審議会に関係する部分の抜粋を、4ページから6ページに「長野県環境審議会運営要綱」を添付してございますので、ご承知いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

司会

本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者14名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、まず会長の選出をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては、「長野県環境基本条例」第28条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

北島委員

J A長野中央会の北島と申します。会長につきましては、信州大学大学院教授の梅崎健夫委員をお願いしたいと思います。

<p>司会</p>	<p>梅崎先生につきましては、長野県環境影響評価技術委員会の委員として、本県の開発行為が環境に与える影響等につきまして長年審議に携わっておられますので、本県の環境保全の現状や課題について広く承知されていると思われます。</p> <p>本審議会の会長にふさわしいと思いますので、是非とも会長就任をお願いしたいと思ひます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま梅崎健夫委員とのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではご承認いただきましたので、梅崎健夫委員に会長をお願いしたいと思ひます。梅崎委員、会長席へお願いします。</p> <p>(会長席へ移動)</p> <p>それでは、梅崎会長さんにごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ただいま、ご推薦いただき、会長に選任されました梅崎健夫でございます。委員各位の御協力をいただき、長野県環境審議会会長の務めを果たしてまいりたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>今日の環境問題は、地球温暖化の進展や生物多様性の危機、海洋ごみの問題など、地球規模にまで広がりを見せております。これらの問題に対して、様々な角度から総合的に、そして深く掘り下げて審議することが、当審議会に課せられた責務であると考えております。</p> <p>また、本日、各種の計画策定の諮問が予定されていますとおり、本年度は多岐にわたる分野の審議が必要となる重要な年に当たっております。委員の皆様には是非、積極的にお発言いただき、審議を深めていただきたいと思います。</p> <p>最後に、委員の皆様におかれましては、当審議会の運営に格別の御協力をいただくことを重ねてお願ひ申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、ごあいさつといたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから審議をお願いいたします。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願い</p>

<p>梅崎会長</p>	<p>したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、会長代理を指名させていただきます。</p> <p>「長野県環境基本条例」第28条第3項の規定により、会長代理は会長が指名することとなっていますので、指名をさせていただきます。</p> <p>それでは、福江 佑子委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これより審議に入りますが、まず、長野県知事から本審議会に諮問がございます。</p>
<p>高田 環境部長</p>	<p>長野県知事から長野県環境審議会に対しまして諮問いたします。</p> <p>「長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）の策定について」</p> <p>「第6期野尻湖水質保全計画の策定について」</p> <p>「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」</p> <p>「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」</p> <p>「第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）の策定について」</p> <p>「鳥獣保護区等の指定について」</p> <p>以上であります。ご審議の程よろしく願い申し上げます。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ただいま6点の諮問をいただきました。お手元にお配りしましたものがその写しでございますので、ご確認ください。</p> <p>それでは審議に移りたいと思います。</p> <p>1件目は審議事項ア「長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）の策定について」でございます。</p> <p>本件は、長野県地球温暖化対策条例第8条第3項の規定により、地球温暖化対策を推進するための計画を策定するに当たり、当審議会に意見を聞かれているものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>真関 環境エネルギー課長</p>	<p>環境エネルギー課長の真関でございます。ただいま議題となりました長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）の策定につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>資料1-1をご覧ください。まず策定の目的でございますが、</p>

2013年2月に策定しました現行の計画が2020年度に満了することから、第4次計画の策定に着手するものでございます。

気候変動を巡りましては、2016年のパリ協定の発効を受けまして、昨年12月にはポーランドで開催されましたCOP24ではパリ協定をどのように実施していくかということを決めた詳細なルールが採択されております。また、国におきましては、パリ協定に基づく長期戦略が来月上旬に閣議決定される見込みとされております。このように、昨今の国内外の動向は目まぐるしく変化しております。こうした状況に的確に対応し、将来にわたって実効性の高い計画となるように取り組んでまいりたいと考えております。

計画の根拠でございますが、「2計画根拠」に記載のとおり3つの位置付けを併せ持つ計画にしたいと考えております。

「3経過」でございます。第1次の地球温暖化防止県民計画が2003年度にスタートしました。第2次を経まして、現在は第3次の計画に基づく取組を進めているところでございます。今回審議をお願いしております第4次の計画でございますが、2021年度をスタートとしまして、終期は本審議会及び設置をお願いいたします専門委員会で検討していただきたいと考えております。

ここで、現行計画の概要と取組状況を説明させていただきたいと思っております。資料1-3をご覧くださいと思っております。左側に現行計画、右側に現行計画と密接に関連する県の総合5か年計画及び環境基本計画との連携及び整合を図るために2017年度に行った中間見直しの概要を併記しております。現行の計画の基本目標は、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」でございます。この基本目標の下に、その右側でございます、3つの政策の柱「エネルギー需要を県民の手でマネジメントする」、「再生可能エネルギーの利用と供給を拡大する」、「総合的な地球温暖化対策を推進する」の下、県内の温室効果ガス総排出量など、5つの個別目標を設定しまして、その達成を目指して横断的な施策を展開してまいりました。中間見直してございますが、右側に記載のとおり現行計画に書かれている目標や政策の体系は維持しながら、さらに加速すべき8つの項目を新たに加えております。昨年度、また、今年度の事業におきましては、追加した施策に掲げております、例えば「中小事業者の省エネルギー対策を重点的に支援します」といった形で8つの追加項目に注力した事業を展開しているところでございます。

資料1-4は中間見直しの詳細版でございます。

また、資料1-2は現行の計画に掲げております5つの目標の進捗状況を毎年度定期的に報告しているものでございます。

温室効果ガス総排出量の削減や自然エネルギー導入量の拡大など、計画に基づく取組に一定程度の成果が見られているという状

況にございます。現行計画は国内でも先進的な計画との評価をいただいているところでございますが、地方公共団体としまして、昨今の気候変動の動きにどのように対処していくのか、また、急速に進展する国内外の動向等に対応するために、これまで以上の取組が必要と認識しているところでございます。

資料1-1の4の策定項目をご覧ください。策定項目は現在想定される主なものを掲げております。これまでの取組の成果を踏まえながらも、気候変動を巡る国内外の動向の変化に的確に対応すること、また、地域の皆さまと意見交換等を行う中で、目指すべきビジョンの共有をしっかりと行っていきたいと考えております。

裏面は検討体制とスケジュールでございます。検討体制でございますが、本計画は専門性の高い事項を調査、審議していただく必要があることから、本審議会の下に地球温暖化対策専門委員会の設置をお願いし、その専門委員会における調査検討経過を随時本審議会にご報告申し上げ、審議を行っていただきたいと考えております。専門委員会におきましては、県民の皆様からの意見をお聞きするセミナーや、再生可能エネルギー、省エネルギーに関わる事業者や団体の皆さまが集まる場などを活用して、計画の改定に関するご意見やご要望をお聞きする場を設ける予定にしております。併せまして、特定のテーマに関する庁内検討組織を設け、より実効性の高い施策の検討を進めてまいります。

下段の表は、計画策定に係るスケジュールでございます。第4次計画のスタートとなります2021年度までの2年間を策定に充てたいと考えております。今年度は県民セミナー等による県民の皆さまの意見を反映しながら、有識者の皆さまへのヒアリングや庁内検討会により重点施策の具体化、たたき台の作成を進めてまいりたいと考えております。また、来年度はこのたたき台を基に計画の中身を整えてまいりたいと考えております。

資料1-5は現行計画の全文を参考までにお付けしております。説明は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

打越委員

前年度の審議会でもお話ししましたが、科学的な調査と数値基準の話だけでは、県民の行動変化を促すにはインパクトがないと思っており、資料1-4の中間見直しの根拠を見ても、法律や国際的な条約等、やらなければいけないからやる、というような書きぶりのような気がします。長野県民にとって地球温暖化対策をすることが、自分たちの住んでいる地域の環境を守ること、気候変動の影響で土砂災害が起きないように将来のために努力すること、自

	<p>分たちの暮らしているエリアとは全く異なるような世界・家族の人たちの生活を守ることになる、といった理念や長野県民の姿勢を示した前文に当たるようなものがあるべきではないかと思えます。法律に書いてあるから、データが示しているからやらなければならない、というだけの計画書では県民の意識づけにつながらないと思えます。資料1-4だけでなく資料1-5の計画書を見ても、数値、法律、条例、政府の行動計画といったものだけ書かれていますので、誰もが知っていることであつたとしても、長野県民が地球温暖化対策に真剣に取り組もうという気持ちにさせる文章を入れるべきではないかと思えます。</p>
梅崎会長	<p>幹事から説明をお願いします。</p>
真関環境エネルギー課長	<p>次期戦略策定に当たっての心構えについてご意見を頂戴したと思っております。委員からお話があつたとおり、地球温暖化対策は一人ひとりの県民の皆さまの行動の変容、意識の変化がなくては達成できないものだと考えております。論点としてのデータは必要だとは思いますが、セミナーを開いたりする際に、テーマを例えば環境と健康や環境と経済といった、皆さまの暮らしやライフスタイルに引き寄せられるようなテーマのもとに説明・意見収集を行いたいと考えております。これにより、気候変動について何をすべきか、ということをお自分事として考えていただくと考えております。重要な視点でのご指摘をいただきましたので、改定に当たって十分留意して進めていきたいと考えております。</p>
打越委員	<p>1点追加をお願いします。我々の世代の健康や経済だけの視点ではなく、未来を支える子どもたちのための未来への思考と、子どもたちが大人になるころにはさらに進んでいるグローバルゼーションへの視点を入れていただきたいと思えます。</p>
梅崎会長	<p>全世界的な視点・理念と、信州独特のものについて、ということでもよろしくお願ひしたいと思えます。</p>
宮原委員	<p>資料1-5の53ページに温暖化防止活動推進員の役割とありますが、私は推進員制度ができてからずっと務めておりました、200人余りいた推進員が今では50人程度となつてしまつております。減っている要因にはいろいろあるのですが、一緒に活動を続けてきた仲間の中では、活動の場がないということで辞めていく人がかなりいます。そういった中で、次のページに県民への期待といったことが記載されております。温室効果ガス自体は減っているのですが、地球温暖化防止活動推進センターが実施した県民向けア</p>

ンケート調査の中で、例えば、部屋の温度を暖房では20度以下に設定しているか等の15の項目についての回答で、「やっていない」という回答が昨年度より増えています。全ての項目で省エネに関する意識が毎年低くなっているという中で、推進員として責任も感じていますし、推進員皆さんも色々なところへ行ってもっとお伝えしたいという思いを非常に持っています。10年前に、家庭科の学習指導要領に消費と環境という内容が入ってきて、総合教育センターで家庭科の先生に消費者教育の基礎ということでお伝えすることがありました。その中には、家庭における環境に配慮した生活について教えていかなければいけない項目がありまして、料理を先生方に教えながら家庭の省エネについてお伝えする場面もあったのですが、現在は成人年齢が引き下げられた関係で、消費者教育の方にウェイトがいつてしまい、年々時間がないということで、環境学習をやってくださる先生が少なくなっています。子どもにも環境教育することで、子どもたちは家に持ち帰ってくれるので非常に波及効果がありまして、是非長野県においては小学校4、5年生くらいを対象に、全県で環境教育が実施されるようになったらいいなと思っております。中部6県の中では既に取り組んでいる県もありますし、地元の東御市の5つの小学校では、元生活環境課長の教育委員会幹部が校長会で話して下さって、それ以来、わずか15分ではありますが、全小学校の全児童に対して環境教育が行われるようになり、止めることなく続いております。是非県においても教育委員会等との連携を強化するというような文言を入れていただくとありがたいと思います。私達推進員が活動したいという思いで集まって直接学校に出向いても相手にもされないというのが現状ですので、是非お願いしたいと思っております。

梅崎会長

幹事からご説明ありますか。

真関環境エネルギー課長

子どもたちへの教育の重要性ということでご指摘をいただきました。先程の打越委員の発言にもつながりますが、将来を担う子どもたちの未来のための戦略、計画を作っていく必要があると認識しております。また、子どもへの教育に関しましても、中間見直しの第1の項目の行動変容の中に記載したとおり、環境教育の重要性についても課題として捉えているところです。推進員の皆さまには日ごろから地球温暖化防止活動にご尽力いただいております。引き続き皆さまと協力しながら、子どもたちへの教育、若者への拡がりを視野に入れながら、活動を進めてまいりたいと考えております。

梅崎会長

他に発言等ございますでしょうか。

加々美委員	<p>私たちも環境教育を行っているのですが、環境教育は幅が非常に広いので、最低、この内容だけは共通で必ず伝えましょうというものがあるといいと思います。私たちの場合は森林に関する環境教育が中心になりますので、そこへ宮原委員のおっしゃったようなシステムを入れれば、森林だけでなく環境について幅広く伝えられるのではないかと思います。</p>
梅崎会長	<p>幹事から説明はございますか。よろしいですか。追加のご意見ということで伺いました。他にご発言はございますか。</p> <p>具体的にはどのような形でいろいろな意見が反映されていくのでしょうか。</p>
真関環境エネルギー課長	<p>改定の進め方でございますが、今回設置をお願いしたいと考えている専門委員会の専門委員として、国内でも分野ごとに知見の深い方をお願いしまして、それぞれの持っている知見、国内外の動向についてご意見を頂戴したいと考えております。それを基に、現在の施策とのすり合わせをし、県として何が足りず、どこに注力すべきか洗い出しをし、それに対してどのような施策を打っていくかを検討するというプロセスになると考えております。ただ、議論はこれからということになりますので、逐次本審議会に途中経過をご説明しながら進めていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。他にご意見等ございますか。</p>
福江委員	<p>第四次計画の策定ということですが、第三次計画を実施していく中での課題の抽出をして、どのような課題が出てきて、それをどう改善していくかということを経済計画に盛り込んでいただけたらいいと思います。中間見直しの中で既に課題が見えている部分もあると思いますが、もう少し分かりやすく表記していただけたらいいと思います。</p>
梅崎会長	<p>考慮していただくということでよろしく申し上げます。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>
打越委員	<p>第三次計画が策定されたのが平成25年2月ということで、議論していたのは2012年中だと思っておりますので、福島第一原子力発電所の事故が起きて、再生可能エネルギーを強力に進めていくという政権下で目標数値を立てていると思います。進捗については、資料1-2を見ますと、2015年頃までは順調に目標に向かって数値が改善していたものが、2015年くらいから頭打ちになるという状況</p>

で、指標の最大電力需要や自然エネルギー導入量を見たときに、2020年の目標達成には非常に厳しい状況になっていると思います。もちろん、時代背景によって、強い思いで目標を設定したところ、時代の状況が変わってきてしまったということもあると思うので、もし中間見直しをするとしたら、現実的な目標に数値を修正するのか、さらにもうひと踏ん張りで県民に訴えかけていくのか、非常に難しい価値判断を求められると思います。審議会の委員も事務局も腹をくくって判断し、見極めなければならないと思います。

梅崎会長

幹事から追加のご説明はありますか。

真関環境エネルギー課長

目標値に係るご意見ですが、今お話のあったとおり、東日本大震災直後ということもあり、現行の計画は、電力の問題について国民の意識が非常に高い状況での策定となっております。ただ、先程説明の中で少し申し上げましたとおり、国際的な状況や、国においても今世紀末までに排出をゼロにするという強い数値が出されている中で、県としては国を上回る高い目標を掲げて取り組んでまいりました。こうしたこれまでの目標の設定の仕方を勘案しながら、どれだけ強いメッセージ性を出していけるか、ということも事務局としては検討の課題と考えております。

梅崎会長

他にご意見等ご発言ございますか。よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、来年度にかけて専門的に検討していきたいとのことでありますので、今後、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項イの「第6期野尻湖水質保全計画の策定について」でございます。

本件は、水質汚濁防止法第21条の規定により、県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項について計画を策定するに当たり、当審議会に意見を聴かれているものです。

<p>渡辺水大気 環境課長</p>	<p>それでは幹事からご説明をお願いします。</p> <p>水大気環境課長の渡辺でございます。第6期野尻湖水質保全計画策定について説明させていただきます。資料2-1をご覧くださいと思います。</p> <p>まず1の趣旨でございますけれども、野尻湖は、妙高戸隠連山国立公園内に位置しております。周囲の山々とともに優れた自然景観を形成する天然湖沼で、古くから国際的なリゾート地として知られ、本県の文化観光資源としても重要な役割を果たしています。利水面では、発電、かんがい期の農業用水、水産業、水浴等のレクリエーションに利用されるなど多くの利用価値を有しています。また、かつては長野市の水道水源として利用されておりました。</p> <p>野尻湖では、流域の社会経済活動の発展に伴う富栄養化の進行によりまして、植物プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じまして、昭和63年には淡水赤潮が発生したこともありまして、平成6年10月に湖沼水質保全特別措置法、いわゆる湖沼法に基づく指定を受け、以降5期25年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定など各種施策を講じて水質改善に努めてまいりました。</p> <p>この結果、富栄養化の要因となります窒素・リンについては徐々に改善し、当初問題となった淡水赤潮は見られなくなりました。しかしながら化学的酸素要求量、CODについては環境基準値の達成には至っていません。</p> <p>このため、総合的かつ計画的に水質保全対策を一層推進するため、湖沼法に基づき、令和元年度を初年度とする、第6期野尻湖水質保全計画を策定するものでございます。</p> <p>次に3の野尻湖を取り巻く状況、方向性でございますけれども、資料の4ページをご覧くださいと思います。こちらに示してありますグラフのとおり富栄養化の要因となります窒素、リンについては、徐々に改善し、特にリンについては環境基準程度まで水質は改善している状況でございます。</p> <p>その一方でCODについては改善が見られず、第5期の計画で水質保全目標を引き上げたところでございますけれども、未だ目標達成には至っておりません。</p> <p>また、第5期の計画で水質保全目標に追加した透明度については、目標の6.5m前後で推移している状況でございます。</p> <p>さらに、その他の目標の実績につきましても、資料にお付けしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>1ページ目に戻っていただきまして、下水道の接続率は76.1%で、浄化槽の普及も進み生活系、事業系の負荷は削減されつつあ</p>
-----------------------	---

まずけれども、野尻湖は間接流域を含む流域面積が約185km²と広く、山林や農地といった非特定汚染源から特に降雨時に土砂とともに流入する負荷が多いことから、こうした非特定汚染源からの負荷削減対策が課題となっております。また、淡水赤潮の発生原因の1つとして水草帯の欠如による生態系の単純化が指摘されていることから、引き続き水草帯の復元など生態系の多様性を取り戻すための取り組みを進めていく必要があると考えております。

5の計画策定までのスケジュール等でございますけれども2ページをご覧くださいと思います。

水質保全計画策定に当たっては、計画期間内の水質予測や具体的な施策の検討など幅広い検討が必要となるため、水環境や陸水学、森林生態学などを専門とする学識経験者や地元関係者からなる野尻湖水質保全計画策定専門委員会を設置させていただいて、検討をお願いしたいと考えてまいります。

今後、地域懇談会やパブリックコメントを行いまして、中間報告をさせていただきながら計画案を取りまとめていただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料2-2に現行の第5期野尻湖水質保全計画をお付けしておりますのでまた参考にご覧いただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

打越委員

手元に資料がないのでお伺いしたいのですが、昨年まで諏訪湖の水質問題に対して議論をして、すり鉢状の非常に大きな盆地の真ん中にある湖で、非特定汚染源で市街地や農地や山林から入り込む化学物質の問題が本当に努力してもなかなか改善しないというお話が諏訪湖で繰り返されていたところです。野尻湖もやはり同じような議論が出ているのですが、野尻湖の場合は諏訪湖に比べれば周りはずっと自然環境が豊かで、市街地もずっと小さい規模なのかなと考えると、野尻湖は諏訪湖に対してどういう目標でどんな位置付けになっているのかという点について、野尻湖についてはさらに高い目標を掲げて努力していくという意図でよろしいでしょうか。

梅崎会長

幹事から説明をお願いします。

渡辺水大気
環境課長

先ほど諏訪湖と比較しての御意見をいただきました。
委員のおっしゃるとおり野尻湖につきましては、諏訪湖と比較して非常にきれいだと言ってよろしいかと思ます。

特に淡水赤潮の発生につきましては、対策などが進みまして、それ以後、発生が見られておりませんし、水質、透明度などを見てもかなりきれいということで、諏訪湖に比べてどのような姿を目指すとか、あるいは対策をどのように講じていくとか難しい部分があるかと思えます。

まだまだ特定汚染源につきましても下水の普及とかやることもありますし、環境教育という部分でも取り組むべきことがあると思えますのでそういうところはさらに進めていきたいと思えます。

そうは言っても一番課題になってくるのは先ほど説明したように森林ですとか農地等の非特定汚染源対策につながるかと思えます。この部分につきましてはなかなか対策が難しいかと思えますけれども、関係機関と様々協議しながら考えてまいりたいと思えます。

野尻湖については諏訪湖以上に深くて資料の3ページをご覧いただくとわかると思うのですが、水の滞留時間も738日と長いということもありまして、水の入れ替えも非常にないということで、そういう部分でも非常に難しい湖だと認識しております。

その中で何ができるかということにつきましては、専門委員会の委員の皆様といろいろ検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

打越委員

とても丁寧な説明ありがとうございます。

県内では大切にすべき湖がたくさんあると思えますけれども、それぞれの位置付けが違って、ただ数字だけを見て水質を改善するのではなくて、位置付けや観光客の方への普及啓発、エコツアーを行う方々との協力などやり方が違うかと思えますので、個性があってこそ野尻湖周辺の方々の心に響くかと思えますので、そのあたりを是非よろしく願いいたします。

渡辺水大気
環境課長

ありがとうございます。

そのような観点を重視しながら検討してまいりたいと思えます。

梅崎会長

よろしいでしょうか。他の御意見ご質問ご発言ありますか。

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましても、さらに専門的に検討して行く必要があると思われますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思えますが、いかがでしょうか。

<p>梅崎会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、審議事項ウの「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」でございます。</p> <p>本件は、環境基本法第43条の規定において、当審議会は県の区域の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する機関とされていることから、環境基準の地域類型を指定する当たり、当審議会に意見を聴かれているものです。</p> <p>それでは幹事からご説明をお願いします。</p>
<p>渡辺水大気 環境課長</p>	<p>それでは、資料3を御覧ください。</p> <p>リニア中央新幹線については2027年の開業を目指して現在建設が進められています。リニア中央新幹線の沿線地域については、環境基本法第16条第2項に基づき、新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要がある地域として、各類型を当てはめる地域を知事が土地利用等の状況を勘案して指定することとなっています。</p> <p>新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、資料3の3に示す通り、主として住居の用に供される地域は類型Ⅰとして70dBを当てはめ、商業地域や工業地域、類型Ⅰ指定地域以外で住居がある地域は類型Ⅱとして75dBを当てはめることとしています。工業専用地域や河川、山林、原野、農用地等の住居が無い地域については、類型を指定しないとされています。</p> <p>都市計画法の用途地域が定められている地域については、そのまま各用途地域に該当する類型を当てはめることとなりますが、用途地域以外の地域は住居の立地状況等を踏まえて、都市計画法の用途地域に相当する地域として区分して類型を当てはめますので、この区分の方針を決定していく必要があります。また、類型指定するにあたり、線路の軌道中心からの類型指定範囲、トンネル区間の設定についても決定する必要があります。</p> <p>次に、4のスケジュールについてです。この環境基準の類型指定の当てはめの方針は、車両の走行に伴い発生する騒音の影響範囲や沿線の土地利用実態を踏まえて、科学的根拠により設定する必要があることから、騒音や法律を専門とする学識経験者や関係市町村から成る「リニア中央新幹線騒音専門委員会」を設置し、検討をお願いしたいと考えています。</p> <p>今後、県民意見公募や関係機関協議を行いまして、本審議会において中間報告をさせていただきながら、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

	<p>また、6に示す通り、環境審議会における審議内容について、次の2点を御審議いただきたいと考えております。</p> <p>1点目は、類型指定の指定幅として、線路軌道の中心からの指定範囲とトンネル区間の設定についてです。参考図として示しているとおりに、既に類型を当てはめている北陸新幹線では、軌道中心からの指定幅は両側300mとしています。また、トンネル区間については、トンネル出入り口からトンネル中心方向に150mの区間を類型指定の対象としています。</p> <p>2点目は、都市計画法の用途地域が無指定となっている地域の類型指定方針です。検討を要する範囲は、リニア中央新幹線が地上を走行する飯田市、喬木村及び豊丘村の沿線地域です。なお、大鹿村小渋川橋梁部にも地上走行部が予定されておりますが、当地域には住居がないため類型指定対象としていません。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
打越委員	<p>新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型は、資料3の1ページに「Ⅰ」と「Ⅱ」と「指定しない」と書いてありますが、地域類型の種類はⅠとⅡだけなのでしょうか。</p> <p>また、資料3の2に示されている根拠政令に則り、用途区域を知事が指定してどちらの類型を当てはめるかということを決めていくという仕組みなのだという事は分かったのですが、指定に関する方針は現在このとおりに決まっています、あとは指定範囲だけを考えるというような諮問と考えてよろしいのでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>幹事から説明をお願いいたします。</p>
渡辺水大気 環境課長	<p>まず、類型の種類はⅠとⅡの二種類です。</p> <p>都市計画の用途が定められている地域については自動的に類型を当てはめますが、用途地域の当てはめがない地域については土地利用実態に応じて類型を当てはめていきます。</p>
梅崎会長	<p>よろしいですか。他にご発言はございますか。先ほどご紹介いただきました環境影響評価技術委員会でも環境影響評価の観点から騒音等の議論をしておりますので、そういった専門家の意見等も反映されるのではないかと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましても、さらに専門的に検討して行く必要がある</p>

と思われますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項エの「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」でございます。

本件は、長野県希少野生動植物保護条例第31条の規定により、保護回復事業計画を定めるに当たり、当審議会に意見を聴かれています。

それでは幹事からご説明をお願いします。

今井自然保護課長

資料4をご覧ください。長野県希少野生動植物保護条例第31条第1項に基づく「保護回復事業計画」の策定についての諮問で、対象は、哺乳類の「クビワコウモリ」です。

「1 保護回復計画の策定種」に記載のとおり、クビワコウモリは、指定希少野生動植物に指定しており、環境省版レッドデータブックでは、絶滅危惧Ⅱ類に、長野県版レッドデータブックでは、絶滅危惧ⅠB類に分類され、「近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種」とされています。

「2 種の概要 (1) 特徴」として、前腕の長さが38～43ミリ、頭から胴の長さが55～65ミリの小型コウモリで、腹面の明るい体毛が真下から見たときに、首輪模様に見えます。

山地帯から亜高山帯の森林の中に生息していると考えられていますが、家屋なども「ねぐら」として利用する場合があります。メスは年に1回、初夏に1仔を出産し、家屋内などで子育てをしますが、9月中旬ごろには巣立って居なくなります。

一般的にコウモリは樹の穴や洞窟などで冬眠をしますが、クビワコウモリは季節的に移動していると考えられ、どこで冬眠しているかは分かっていません。

「(2) 分布」は、日本の固有種で、国内では、本州中部地域の奥山にのみ確認の記録があり、県内では白馬村、松本市安曇の乗鞍高原、飯田市で生息記録があります。

また、国内の繁殖地は長野県のほか、岐阜県、石川県の数箇所を確認されています。県内では乗鞍高原でのみ確認されています。

「(3) 絶滅危惧の要因」として、コウモリの仲間は、家屋を利用する種を除いて分布域が狭く、分断される傾向があります。

	<p>クビワコウモリの減少要因についてもはっきりしたことは分かっておりませんが、樹洞のある自然林の減少や、「ねぐら」の減少などが、個体数に影響しているのではないかと考えられています。</p> <p>「3 地域における保護活動の取組み」として、研究者等による「クビワコウモリを守る会」が、企業からの援助を受け、乗鞍高原にねぐらである「バットハウス」の建設・管理や、生息数調査等の保護活動を行なっています。また、県の乗鞍自然保護センターでも観察会を企画するなど、保全対策を行なっています。</p> <p>「4 策定の理由」としては、分布域が極端に狭まっており、近年の生息数の調査結果によると、減少傾向がみられることから、保護回復事業計画を策定し、種の保全を図るものです。</p> <p>「5 策定の手続き」としては、本日の諮問の後、11月に中間報告、3月に答申を予定しています。その間に、希少野生動植物に関する幅広い分野の専門家からなる専門委員会で集中審議を行いながら、哺乳類の専門家による専門小委員会において、現地調査を行うなど検討を進めてまいります。</p> <p>資料の次ページをお願いします。今までに、こうした保護回復事業計画の策定は14種、今回のクビワコウモリを合わせて15種となります。</p> <p>また、併せて概ね5年を経過した計画のうち、9種の評価検証を行なってきており、今後も段階的に進めていく予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
梅崎会長	<p>大まかな生息数とかは、分かっているのでしょうか。</p>
今井自然保護課長	<p>1990年頃までは1つのコロニーに、集団として200～250の規模でいたのですが、現在では1つのコロニーに50～60頭の単位で乗鞍のバットハウスや周辺の民間宿泊施設の建物の中に分散して生息しています。</p> <p>ただ、乗鞍高原には6月にメスのコウモリだけが飛来して、子供を産んで子供が一人前になると9月までに乗鞍から旅立ってしまいます。このため、全体の数というのはなかなか把握しづらいところですが、乗鞍高原では民間団体を含めて保護の体制が整っているため、追跡調査を含めて生息調査を行っていきたいと考えています。</p>
福江委員	<p>大学4年生のときの卒業研究のテーマがコウモリだったため、</p>

	<p>保護回復事業計画でクビワコウモリが選ばれたのは、個人的にも嬉しいです。</p> <p>日本国内で哺乳類の種数としてはコウモリが一番多いんですが、その種類の多いコウモリのほとんどが希少種という状況になっています。</p> <p>そして今回、保護回復事業計画で初めて哺乳類が対象種となりましたが、長野県内にはクビワコウモリ以外にも多くの希少なコウモリがいますので、この保護回復事業計画の策定が他のコウモリに対しても保護活動が進んでいくようなきっかけになるとよいと思っています。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。他にご発言等はございますか。</p>
打越委員	<p>この種が取り上げられたのは、研究者や住民の有志の方々による活動があって、その方々が一生懸命に調査研究をしているからという背景があったことと推察しています。ですから、その方々が福江委員のおっしゃったようなメッセージを受け取って、クビワコウモリ以外のコウモリ保護の取組みが長野県全体に広がっていくような活動を展開していただけるよう、応援のメッセージを伝えていただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>幹事から何か追加の説明はありますか。</p>
今井自然保護課長	<p>策定の背景は、やはり保護する団体がいるということも一つの要因でありますので、地域の方、また周辺に住んでいる方々の理解も得られるように、クビワコウモリ策定の際に併せて図っていきたいと考えています。</p>
梅崎会長	<p>他にご発言はございますか。よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましても、さらに専門的に検討して行く必要があると思われまますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、審議事項オの「第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシ</p>

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

カ保護管理)の策定について」でございます。

本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

鳥獣対策ジビエ振興室の清水です。第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)の策定について説明いたします。

資料5-1を御覧下さい。

特定鳥獣管理計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度で、対象鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案し、管理を必要と認めるときに知事が定めることができるとされています。

策定の目的ですが、平成27年度からの第4期計画が本年度をもって終了することから、引き続き第5期計画を策定してカモシカの保護管理を実施しようとするものです。

なお、計画の策定及び変更にあたっては、鳥獣保護管理法の規定に基づき、県の環境審議会への諮問が必要とされておりますことから、今回諮問をさせていただくところです。

計画期間ですが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

第5期カモシカ保護管理の策定の考え方についてですが、カモシカは種指定の国の特別天然記念物に指定されているため、防護柵や忌避剤等の捕獲以外の対策を優先して行い、それでも被害が軽減しない場合において個体数調整による捕獲対策を行うこととしています。

平成30年度に実施した、第5期計画策定のための現地調査で、生息密度と生息数がわずかに減少したという結果が得られました。また国や市町村の行政機関や猟友会、森林組合等を対象に行ったアンケート調査では、平成26年度との比較で、生息分布の拡大、また目撃や被害の発生頻度について「増加した」、「変わらない」との回答が全域において多くを占める結果となりました。

第5期計画の策定では、後ほど説明しますが、第4期計画の目標、考え方を基本踏襲しつつ、今回の調査結果を基に専門部会で検討し、計画策定を進めてまいります。

続いて、第4期計画の概要と現在の被害や捕獲数の状況についてご説明します。

次のページをご覧ください。

現行の第4期計画の概要ですが、①カモシカ地域個体群の安定

的な維持と②農林業被害の軽減を計画の目標として、計画を策定しております。

図1のグラフをご覧ください。カモシカによる農業被害は、全県では平成25年度をピークに減少に転じ、平成29年度はピーク時の半分程度となっております。北信地域は平成23年度から平成25年度にかけて大きく増加したものの、その後は減少傾向となっております。北信地域が突出して被害が大きいののはリンゴ等の果樹の被害によるものです。その他の地域別では上伊那、松本、北アルプス地域で若干の増加が見られましたが、その他の地域では大きな変動は無く横ばいとなっております。

続いて、図2のグラフはカモシカの林業被害を示しております。南信州地域でやや多くなっておりますが、減少傾向となっております。被害の主な内容としましては、根羽村、売木村を中心に、ヒノキへの被害が発生しております。

図3のグラフは捕獲頭数の推移ですが、捕獲以外の防除対策の推進により減少傾向にあり、平成21年度には339頭が捕獲されていますが、平成29年度には200頭を切り、120頭となっております。

ちなみに、まだ公表しておりませんが平成30年度の捕獲数は88頭となっております。

図4をご覧ください。こちらは生息分布の経年変化を表した図で、平成30年度の調査で、長野県北部や関東山地では拡大が見られましたが、北アルプスや八ヶ岳地域で縮小が見られました。比較的高標高地域での分布の減少傾向が推察されます。

全体的にはこれまでの計画と対策により、農業被害は減少傾向がみられ、地域個体群も安定的に維持されていると考えられます。しかし、南アルプスや八ヶ岳ではカモシカの密度よりニホンジカの密度が顕著に高い結果が見られ、特に八ヶ岳地域では平成30年度の調査においてカモシカの個体が確認されず、糞かいがわずかに確認されるに留まりました。これはニホンジカとの競合による生息密度の低下や分布範囲の変化が考えられますが、明確な関連性は認められておりません。

第5期計画では、これまでの対策を継続していくとともに、ニホンジカの生息密度とカモシカの生息地域の関連についても専門部会等で検討しつつ、次期計画の策定をしていきたいと考えております。

最初のページにお戻りください。策定に向けてのスケジュールですが、本日諮問させていただいた案件については、内容が専門的であり、また第4期計画までの経緯を承知していることが必要ですので、例年のとおり、「特定鳥獣保護管理検討委員会」とその下部組織である「カモシカ専門部会」により検討をいただきました。

	<p>いと考えております。</p> <p>なお、「特定鳥獣保護管理検討委員会」は、学識経験者、自然保護団体、農林業被害者等で構成する既存の委員会で、特定鳥獣管理計画の策定、実行、評価について総合的に意見を伺うためのものです。</p> <p>また、「カモシカ専門部会」は、専門的な見地からの意見を伺うためのもので、カモシカの専門家により構成しております。</p> <p>その検討経過については、秋口には本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
梅崎会長	<p>図1、図2のグラフが示してあって、農業被害、林業被害の推移について説明がありますが、具体的にはどのような被害なのでしょう。</p>
清水室長	<p>農業被害は野菜や果樹等の食害であります。先ほども説明しました北信地区、これについては具体的にはリンゴです。カモシカがリンゴの花芽を食べてしまう、そのような被害が多くなっておりまして、北信地域、特に中野市、山ノ内町で被害が突出している、そのような状況となっております。</p> <p>林業被害につきましては、皆伐、それから更新、植栽をした植栽木、木が10年生くらいになりますと、木が大きくなって、生長点である頂上の芽を食べられることもないのですが、それまでの間はカモシカ、シカ等によって食害を受けてしまいます。</p> <p>特に南信州のなかでも根羽村につきましては非常に林業が盛んな土地でありまして、そこでヒノキの皆伐、更新ということで、規則正しく森林の更新が継続されております。そして新植したところの一番の生長点である、芽が食害を受けてしまう、そのようなことです。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p>
福江委員	<p>いくつか教えていただきたいのですが、ひとつは生息密度を出している調査方法ですが、区画法を用いているのかどうかお伺いしたい。</p> <p>全体から見ますと分布は拡大しているが密度は低下しているということで、密度の低下の原因の一つとしてはシカとの競合が考えられるということなんですけれども、分布拡大に関しても、シカ</p>

の分布が拡大した中でカモシカを追い出して分布が拡大したということも考えられると思いますが、その点についてはどのように考えていますでしょうか。

もう1点、カモシカの捕獲をする場合には、被害が出ている場所を特定して捕獲をされていると思いますが、捕獲をした場所で被害が減ったかどうかの検証が必要かと思うのですが、検証はしていますでしょうか。

以上についてお伺いしたいと思います

梅崎会長

幹事から説明をお願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

3点、質問をいただきました。

まず、生息密度の調査方法でございますが、区画法を用いております。

それから、分布拡大の件についてですけれども、シカの影響というものが要因として大きいと思いますが、そもそもカモシカの生物学的な特徴としましては、もともと生息密度の上限が低く、シカのように自然植生に対して強い影響を与えないというもので、細々として生きています。逆に定着性が強くなわばりをもつので、ニホンジカにそこを占領されてしまうと、追い出されるような形で生息域（なわばり）を広げていかざるを得ない、そのような特徴がございます。

その結果、カモシカは高山域で生息しているイメージが強いのですが、植生等の見地としては低山帯から山地帯、広葉樹林のあるところがエサが豊富なんですけれども、まさにそういう場所がニホンジカとバッティングして、それにより生息地域が拡大しているということがございます。

特に南アルプスやハケ岳などはニホンジカの増加が著しい地域個体群なんですけれども、その地域においてカモシカの生息密度が低くなっている、ということは逆にカモシカは生息域を広げていることが考えられます。

捕獲の検証でございますが、捕獲許可をするときには、団地を設定し、そこになわばりを持つ加害個体を特定し、その個体を確実に捕獲できるよう調査をし、捕獲を行っております。

定着性のある動物なので識別しやすく、加害個体を捕獲することを第一に考え、またトータルで被害が減ってきているという傾向から、もちろん調査もしておりますが、検証できているというふうに考えております。

福江委員

カモシカの場合はなわばりを持っていますので、その個体がいなくなると他の個体が入ってきてなわばりを形成するというこ

とがあります。ですので、その場所で捕獲を行った後、いかに防除をするか、ということが非常に重要だと思います。この計画でも被害防除対策を優先するということですので、第5期に反映させていただきたいと思います。

梅崎会長

他にご意見等ございますか。

打越委員

福江委員もおっしゃったとおり、捕獲以外の被害防除対策を優先して取り組むということは、前回の保護管理計画にも記述があり、その点はいいと思うのですが、昨年度策定したニホンザルの計画ですと、被害が圧倒的に多いために、被害対策をかなり具体的に書いたり、被害レベルのランクをつけてそれに応じてどのように追い払いをする、というような、「県としてこういうことをします」ということが前面に出た計画書だったように思います。

それに比べると、カモシカの被害レベルが高くないことや、生息数の問題もあるとは思いますが、前回の計画書を見ても県としてこうしますというより、研究者による科学研究費の報告書のような、生態の状況であるとか、そういった部分が前面に出ている文章のような気がします。やはり県として何をして行くのか、ということ、計画書に入れないと、それは県民に響かないのではないかと思います。

研究者同士がこの計画書を読むのではなくて、県の計画書として作るからには、県民に一部分だけでも読んでもらえるような計画書にして普及啓発をしていかなければいけないと、前回の計画書を読んで感じました。

カモシカに関しては、現時点では捕獲よりも被害防除対策が優先で全く問題ないと思いますが、状況次第で専門的な見地の調査の結果、判断が変わることもあり得る、野生動物や自然環境と向き合うということは、科学的見解に基づいてその時点でこまめな修正や変更があり得るということ、県民も納得しておいてくれないければ、長野県の野生鳥獣対策の姿勢として足りないと思います。

ですのでやはり、県民への情報発信を意識した文書にさせていただきたい。それは前年度最後、ニホンザル計画を作るときに事務局にお願いしたのが、計画書の冒頭から動物の専門的な説明で入るのではなくて、信州にはどういう野生動物がいて、私たちの経済的、社会的な暮らしと野生動物がどう向き合っていかなければいけないのかという、前文のようなものを入れて理念を示すべきだ、という発言をさせていただきました。

さすがにニホンザルの時は間に合いませんでしたが、今回のカモシカの計画からは、短くてもいいから前文を、そして信州において、我々長野県民が野生動物とどう向き合っていくのかというこ

	<p>とを県民に伝え、野生鳥獣がいる、自然豊かだということに誇りをもつような、そういう前文を入れていただきたい、ということが前年度からのお願いです。</p> <p>あともう 1 点、カモシカについては前の計画書でも錯誤捕獲のことが触れられています。資料 5-3 の 47 ページですけれども、前年度の審議会でお伝えしたとおり、今年の「野生生物と社会」学会というフォーラム誌に、ニホンジカのために設置したわなにカモシカがかかった場合の錯誤捕獲の放獣するためのインセンティブが十分に働かないのではないかと、という記述があります。生きている動物を放獣するためには麻酔をかけたり、かなりの手間暇がかかって、それでもなお、錯誤捕獲したものを放獣しても、何も報奨金も出ない。そういう状況ですと、錯誤捕獲した動物がきちんと安全に放獣されるかというところを見届けるなり、インセンティブを付与するなり、そういった仕組みを作らないといけないと専門家の方が書かれていました。カモシカは天然記念物ということもありますが、錯誤捕獲の際にどうするのかということも含めて、やはり動物への配慮のある、県としてこういうことをしますという計画書に作り込んでもらいたい、と感じました。以上です。</p>
梅崎会長	<p>幹事からご説明ありますか。</p>
清水 藤樹 対 策・ジビエ 振興室長	<p>大変参考になるご意見いただきましてありがとうございます。いただいた意見を取り入れながら時期計画への策定に向けての調査等に取り組んでまいりたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>他にご発言ございませんでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>平成 25 年度に変化点があるように見えるんですけれども、そこで何かイベント等あったのでしょうか。</p>
清水 藤樹 対 策・ジビエ 振興室長	<p>特に平成 25 年に限定して何か、ということはありませんけれども、過去からずっと辿ってまいりますと、林業の、新たな植栽をやっていた頃、その頃が被害のピークで、だんだん森林成長し、それとともに被害が減ってきてはいますが、昭和 50 年代から野菜を中心の被害に転じてまいりました。平成 25 年頃は、被害が稲とか果樹に及び始めたということもございますけれども、特に平成 25 年を境にして何か、ということ、わかりません。</p>
梅崎会長	<p>他にご発言はございますか。よろしいですか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。 本件につきましても、さらに専門的に検討して行く必要がある</p>

と思われますので、鳥獣保護管理検討委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項力の「鳥獣保護区等の指定について」でございます。

本件は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条第4項及び同法第12条第6項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

それでは令和元年度鳥獣保護区等の指定について説明いたします。資料6をお願いいたします。

まず、鳥獣保護区等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度で、その指定等に際しては環境審議会の意見を聴くこととされております。

はじめに2ページの下段をご覧ください。鳥獣保護区等の種類でございます。鳥獣保護区特別保護地区につきましては、鳥獣保護区の区域内の特に重要なエリアに指定するもので、狩猟の制限だけでなく、一定の開発行為も制限されます。鳥獣保護区につきましては、鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止するものです。狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、特定の狩猟鳥獣の狩猟を禁止して保護繁殖を図るものですが、長野県において現在指定の5区域におきましては、シカ、イノシシ以外の狩猟による捕獲を禁止することにより、鳥獣保護区の機能を維持したまま、シカ、イノシシの狩猟による捕獲を推進するものです。特定猟具使用禁止区域については、以前は銃猟禁止区域と呼ばれていたものですが、危険防止のために、猟銃などの特定の猟具による狩猟を禁止するものです。指定猟法禁止区域につきましては、以前は鉛散弾規制区域と呼ばれていたものですが、鳥獣の保護のために鉛散弾の使用などの指定猟法を禁止するものです。

このうち、鳥獣保護管理法に基づき環境審議会の意見を聴くこととされているのは、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定と当該区域への区分変更です。なお、鳥獣保護区については、指定期間終了後、引き続き継続する場合には

環境審議会の意見を聴く必要はありませんが、鳥獣保護区特別保護地区については、鳥獣保護管理法に特別保護地区の存続期間の更新の規定がないことから、新規の指定と同様に環境審議会の意見を聴くこととなっております。

1ページをお願いします。今回諮問させていただく案件につきましては、一番上の指定計画一覧のとおり、上田市の十の原鳥獣保護区特別保護地区をはじめとする4件です。

3ページをお願いします。指定計画位置図ですが、4件それぞれの位置は御覧のとおりです。

4ページをお願いします。まず、十の原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要です。当該特別保護地区は、昭和44年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定されたもので、本年の10月31日に5期目が満了となることから再指定するものです。区域等については9ページをお願いします。上田市の北東部で、隣接する須坂市の東鳥獣保護区の南側に位置し、705haの鳥獣保護区全域が特別保護地区になります。

再度4ページをお願いします。1(2)の存続期間は、令和元年11月1日から令和11年10月31日までの10年間を予定しています。2(1)の指定区分は、希少鳥獣生息地の保護区となっております。希少鳥獣生息地の保護区は、希少鳥獣等、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定することとなっております。2(2)の指定目的ですが、当該地は亜高山帯植生を中心に、周辺部に針葉樹人工林、落葉広葉樹の二次林などを含み、林相の変化に富んだ自然環境を反映して、天然記念物や希少猛禽類などの多様な鳥獣の生息地となっております。そのためここを特別保護地区に指定し、鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。2(3)の保護管理方針ですが、地元市町村等関係機関と十分連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などにより管理を進めて行きます。3の総面積705haの内訳は、5ページのとおりです。他法令による規制区域は、当該区域全域が、上信越高原国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定されています。4(1)の地域の概要ですが、上田市の北東部に位置する標高2,207m~2,354mの山麓部一帯の地域です。植物相は、高木性の常緑針葉樹の他、わい性の低木群落やハイマツ群落も見られ、なだらかな斜面はクマイザサの草原、標高が下がると落葉広葉樹林となっております。動物相は、ツキノワグマなど大型哺乳類から、ヤマネ、オコジョなどの小型の希少な種まで多くの種類が生息し、鳥類ではヒガラなど亜高山帯を代表する種から、ヒバリなど草原性のものまで幅広く生息し、希少猛禽類のイヌワシも生息しています。生息する鳥獣類は、6ページの(2)に記載のとおりです。(3)の農林水産物の被害状況ですが、7ページの一覧表のとおりで

す。

8ページをお願いします。諮問に先立ち、利害関係者9名から意見を聴いておりますが、9名全員が賛成ということです。

次に11ページをお願いします。諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書(案)の概要です。当該区域については、昭和54年に鳥獣保護区として指定され、3期目が満了となる平成21年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものですが、本年10月31日をもって指定期間が満了することから、再指定するものです。区域等については17ページをお願いします。上諏訪駅東側の市街地北東部の、比較的なだらかな山並みで、面積は456haが対象になります。

再度11ページをお願いします。2の存続期間ですが、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の予定です。3の指定目的ですが、当該地は全体的に人工林を主体とする林相を呈し、部分的に天然広葉樹林が分布する、鳥獣の生息環境として好条件を備えています。一方、住宅地近くまでニホンジカの生息が拡大しており、近接農地では、ニホンジカやイノシシによる農作物被害が発生しています。そのため、ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にし、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減するとともに、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持するためのものです。4の管理方針ですが、地元市町村等関係機関と連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などにより適正な管理を進めて行きます。総面積は456haですが、内訳はご覧のとおりです。

12ページをお願いします。6(1)の地域概要ですが、当該地は市街地から北東部にかけての、標高780m~1,240mの山地です。区域内には、尾玉小鳥と緑花の散策路を有しております。植物相は、人工林、天然広葉樹林、下層植生も豊かで、多様な植物相を有しております。動物相は、市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっています。生息する鳥獣類は、(2)に記載のとおりです。(3)の農林水産物の被害状況ですが、13ページの一覧表のとおりです。

14ページをお願いします。諮問に先立ち、利害関係者29名から意見を聴いておりますが、賛成が27名、反対が2名です。反対意見の内容は、農作物の被害が深刻であり、徹底した捕獲が必要であるとのことから、狩猟鳥獣捕獲禁止区域を解除して通常の狩猟可能な区域としてほしいというものが1名。貴重な鳥の保護と銃声の聞こえない安全な町づくりのため、鳥獣保護区に戻してほしいというものが1名でした。

次に19ページをお願いします。中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書(案)の概要です。申し訳ありませんが、ここで1箇所、資

料の訂正をお願いいたします。3の指定目的の最初の行ですが、当該地区は昭和33年と記載されておりますが、昭和39年に訂正をお願いいたします。すみません。当該区域につきましては、昭和39年に国の鳥獣保護区として指定され、その後、昭和59年に県の鳥獣保護区として指定されています。本年10月31日をもって指定期間が満了となりますが、農林業被害が深刻なことから、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定するものです。区域等については23ページをご覧ください。安曇野市の旧穂高町の西部で、中房川を中心に、北の有明山から南の富士尾山にかけて位置している、面積は1,992haが対象になります。

再度19ページをお願いいたします。2の存続期間は、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の予定です。3の指定目的ですが、当該地はこれまで鳥獣保護区として指定されてきましたが、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害が問題となっており、そのため今回は、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持しながら、ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にし、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減するためのものです。4の管理方針ですが、地元市町村等関係機関と連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などにより適正な管理を進めて行きます。5の総面積1,992haの内訳はご覧のとおりです。

20ページになりますが、他法令による規制区域は、当該区域全域が、中部山岳国立公園の特別地域及び普通地域に指定されています。6(1)の地域の概要ですが、当該地域は、標高850m～2,450mまでの急峻で、尾根と沢が複雑に入り組んだ地形となっています。植物相は、低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっています。動物相は、低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっています。生息する鳥獣類は、(2)に記載のとおりです。21ページの(3)の農林水産物の被害状況は、一覧表のとおりとなっています。

22ページをお願いいたします。諮問に先立ち、利害関係者7名から意見を聴いておりますが、7名全員が賛成ということです。

次に25ページをお願いいたします。烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書(案)の概要です。当該区域については、昭和59年に鳥獣保護区として指定され、本年10月31日に4期目が満了となりますが、農林業被害が深刻なことから、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定するものです。区域等については29ページをお願いいたします。安曇野市の旧堀金村の西部で、烏川を中心に南北に位置している、面積は1,004haが対象になります。

再度25ページをお願いいたします。2の存続期間は、令和元年11月

	<p>1日から令和6年10月31日までの5年間の予定です。3の指定目的ですが、当該地はこれまで鳥獣保護区として指定されてきましたが、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害が問題となっており、そのため、今後は、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持しながら、ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にし、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減するためのものです。4の管理方針ですが、地元市町村等関係機関と連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などにより適正な管理を進めて行きます。5の総面積1,004haの内訳はご覧のとおりです。</p> <p>26ページをお願いします。6(1)の地域の概要ですが、当該地域は、標高800m~2,100mまでの主に東向きの斜面となっています。植物相は、低山帯にはカラマツの人工林、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっています。動物相は、低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっています。生息する鳥獣類は、(2)に記載のとおりです。27ページの(3)の農林水産物の被害状況は、一覧表のとおりとなっています。</p> <p>28ページをお願いします。諮問に先立ち、利害関係者6名から意見を聴いておりますが、6名全員が賛成ということです。</p> <p>最後にもう1度、2ページをお願いします。6のスケジュールですが、(2)に示しますとおり、本日諮問させていただいた案件については、このあと鳥獣専門委員会を設置していただき、現地調査を含め検討いただいた上で、期日に間に合うように答申をいただければと考えております。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
宮原委員	<p>先程19ページのところで昭和33年を昭和39年に訂正しましたが、西暦の1958年の部分も1964年に訂正ということでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>すみません。昭和39年で、1964年でございます。</p>
梅崎会長	<p>他にご質問等ありませんか。</p>
福江委員	<p>安曇野市の2つの場所だけは、農林水産物の被害状況で、「安曇</p>

	<p>野市における」と書かれています。上田市、諏訪市のところではそのように書かれておりません。それぞれ上田市、諏訪市全体の被害でしょうか。それとも保護区の中での被害が出ているということでしょうか。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>幹事の方からお願いします。</p>
<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>これは、諏訪市、それから上田市全体の被害でございます。</p>
<p>福江委員</p>	<p>続けて質問というかコメントさせていただきます。まず、十の原鳥獣保護区についてですが、保護区として指定する意義というのがやはり重要かと思えます。その場合、鳥獣保護区ですので、当該地域の概要ですとか、特に動物相の概要の点は重要だと思うのです。これを見ていたところ、鳥類はヒガラなど亜高山帯を代表する種からというふうに書かれています。今後、専門委員会なども含めて協議なさるとは思いますが、亜高山帯を代表するというのであれば、(2)の生息する鳥獣類の中の鳥類に書かれているような、メボソムシクイですとか、ホシガラス、ルリビタキなどをもってくださる方が適していると思えますので、そういう点も、専門委員の方のご意見も入れながら、もう少し動物相の概要ですとか、生息する鳥獣類についても協議をしていただきたいと思えます。特に、十の原鳥獣保護区とそれ以外の鳥獣捕獲禁止区域の指定地域についてですが、○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣というふうに書かれていて○が付けられています。全体を通して見ると、何の基準で○が付けられているのかちょっと分かりません。なんとなく統一感がないような印象を持ちましたので、統一感を持って付けるか、例えばもう付けないということもあるかと思えますが、そういう点に関しても、今後実際に文書を作っていく中で目を通していただきたいと思えます。</p> <p>あと、外来種に関して何も、特に書かれていませんでしたが、12ページの(2)の生息する鳥獣のところ、特定外来生物のガビチョウが鳥類の中に入っています。これは表記がありませんが、特定外来生物ですので、やはり外来種に関しては、括弧付きで特定外来生物ですとか、その下の方にもハクビシンとありますが、このハクビシンに関してもやはり外来種ということを表記すべきではないかなと思えます。そういう点ももう一度見直していただきながら、生息する鳥獣に関してももう少し適したものと言いますか、保護区なり指定地域なりの意義としての鳥獣を選んで表記をしていただきたいと思えます。</p>

梅崎会長	幹事からご説明をお願いします。
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	いただきましたご意見、ごもっともでございます。統一感の話ですとか、特定外来種の関係とか、十分に考慮しながら直してまいりたいと思います。
梅崎会長	他にご発言はございますか。
太田委員	許可捕獲数に対しての狩猟捕獲数というのが他の所には載っているのですが、十の原だけ許可捕獲は出ていますがその後の捕獲数の数字がないのですが、これは何か理由はあるのでしょうか。
梅崎会長	幹事からご説明をお願いします。
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	十の原につきましては、特別保護地区ですので狩猟が禁止されております。
太田委員	狩猟が禁止されていても許可捕獲数というのは出ているのですよね。
清水鳥獣対策・ジビエ室長	十の原に関しては、先程言いましたけれど、狩猟が禁止されておりますので、狩猟を載せていないということですが、許可捕獲数につきましては、上田市全体の数字が載っておりますので、6ページの一番下になりますが、(3) 当該地域の農林水産物の被害状況、当該区域が位置する上田市における過去3か年の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数ということで書いておりますので、このような記載になっております。
太田委員	もう1点、中房と安曇野市の烏川ですが、この辺りはかなりニホンザルが年々増えていて、すごい状況になっていると思うのですが、許可捕獲数に対しての実際捕獲した数が載っていないのですが、これも何か理由があるのでしょうか。
梅崎会長	幹事から説明をお願いします。
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	中房のニホンザルの許可捕獲数は表に載っているとおりですが、元々ニホンザルは狩猟鳥獣ではないので、狩猟の対象にはなっておりません。

打越委員	<p>有害捕獲として申請書があがってきて許可をして捕獲するというのと、狩猟で捕獲するのは制度が違いますよね。そこをご説明申し上げればいいのかという感じがしますが。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>そうですね。狩猟というのは、11月から2月までですが、狩猟免許を持っている人が可猟区において、狩猟税を払って捕獲を楽しむもの、そういうことで1年のうちで期間が限定されております。一方、許可捕獲というのは、これと全く別の仕組みで、鳥獣法の中で例えば、学術研究だとか、あるいは有害鳥獣捕獲、農業被害やそういうものが出ているものに対して許可を得て、それによって個体数調整だとか公的にやっているものもありますが、許可を得て捕獲するもので、元々、この許可捕獲と狩猟は性質の異なるもので、狩猟につきましては、鳥類、獣類合わせて48種について狩猟の対象とできる狩猟鳥獣というのが法律で決まっております。その中でニホンジカとかイノシシというのは狩猟の対象になりますが、ニホンザルというのは狩猟の対象にはなりませんので、それについては有害鳥獣捕獲、個体数調整ということで許可を得て捕獲する許可捕獲のみとなっている、そのようにご理解いただければと思います。</p>
太田委員	<p>実際、何頭捕獲したかという数字は出ないということですか。許可捕獲にしても、狩猟捕獲にしても、数字は出ていないということでしょうか。</p>
打越委員	<p>太田委員の質問は、この表を見た時に、左側が許可数で、右側が実際の捕獲数と思われて、許可数に対する実績はどうかという質問だと思うのですが、ここに出ている数字は実際にいずれも捕獲したもので、仕組みが有害捕獲とか調査のための、人為的というか、意図的な捕獲の実数が左側の数字で、狩猟者が自分たちでお肉を食べたいとか、毛皮を利用したいとかいうような思いで、狩猟者が自発的に実際に捕った数が右側の数字であって、左側が目標、右側が実績というような表ではないと思うのですが、どうなのでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>はい、そのとおりです。許可を得て捕獲した数と、狩猟で捕った数、それぞれ別のもので、実際に捕った数で表になっております。</p>
太田委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>他にご発言等ございますか。</p>

打越委員

この4つの案を見た時、やはり一番問題になるのは諏訪の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の話になるのではないかと感じます。十の原の方は特別保護地区ですので、自然を守ろうという形で論が一貫している。安曇野の方は、住宅地から離れた奥の山奥あいまった所で、そこからイノシシやシカの出没拠点になっているからここで捕獲をさせてほしいということで関係者の意見が一致している。それに対して、諏訪の地区に関しては、まず住宅地をエリアとして含んでいるということで、例えば住宅地にイノシシが出てくることもあるのかなと思います。また住宅地でいざ捕獲するという話になると、安全性の問題なども出てくると思うので、住宅地を含んだエリアでの指定のあり方をどう考えるか、それがまた関係者の意見の数の多さや賛否両論につながっているのかなと感じました。だからこそ、それぞれの集落の区長さんたちの意見を全部聴いているというところが、他の地区と違うところであると思います。集落の近くに出てくるとか、自分の家のすぐ目の前の畑に出てくるというような状況ですと、ニホンジカやイノシシを捕獲できるようにしてほしいということになると思うのですが、この中で尾玉町という地区の区長さんが、銃のない町にしてほしいという声を上げてらっしゃることについては、結論がひっくり返るかどうかは別として、大勢が捕獲する方向に賛同している中で1人単身反対論を唱えているという思いを汲んで、何かしらの対応をしてさし上げるべきではないかと感じたのが、まず1点です。

それから、今年あらためて見ますと、被害が出ているからということが根拠になっていますが、ごく一部の地域のためのことなのに、諏訪市全体の被害、あるいは、上田市や安曇野市全体の被害がこれだけ出ているからというのは、計画の、あるいは判断の文書としては甘いのではないかと。その地域をどうするかという判断をしているのに、市全体の数値を汲み上げて被害が出ているから何とかすべきというのは、やはり鳥獣に向き合う上ですさんなのではないかと私は感じます。もちろん各市役所や農協などで被害の数値を積み上げているところは地区ごとになっているとは限らないのかもしれませんが、いずれにせよ指定区域は特定の区域なのに、市全体の数値を積み上げてこんなに被害が出ているというのは根拠として甘い。むしろ被害が出ていて捕獲を認めてほしいと言うならば、その地域の防除がどれだけきちんとしているのか、電気柵を設置しているのか、電気柵を張った後に下草刈りなどをきちんとしているのかなど、その地区でどれだけ被害防除の努力をしているのか、それにもかかわらず防げないものなのか、それとも耕作放棄地が増えていて、一部パッチワーク状に農家さんが農業をやっていて被害が収まらないから、ただ捕獲をできるよう

にしてほしいというのは、計画の根拠として甘いのではないかと思ったのが1点です。

ですので、統計の取り方や被害防除の状況は各地域振興局の林務課が把握してらっしゃると思いますので、そういうところをきちんと見て、被害防除の努力をしているにもかかわらず、これだけ被害が出ているというような根拠のある文書にすべきと感じました。

それと、諏訪に生息する鳥獣は、オオワシ、オオタカ、フクロウ、トラフズク、ハヤブサ、ミサゴというふうに、猛禽類が非常に充実したエリアということになります。県内は、狩猟に際して、鉛弾で撃つことが許可されていると思いますが、銃の弾の材質については様々な議論があると思います。例えば、駆除したものを土に中途半端に埋めておいたら、それを猛禽類が食べてしまって鉛中毒になるようなことがあってはならないと思うので、これだけ大型の生態系の頂点にいる猛禽類がいるこの諏訪地区をどうするのかについては、本当に真剣に考えるべきではないかと私は感じました。以上です。

梅崎会長

幹事からご説明をお願いします。

清水長寿対
策・ジビエ
振興室長

今、いろいろといただいたご意見については、胸に留めたいと思います。それで、この地区の特徴的なことについてちょっと補足させていただきますが、諏訪地域、ニホンジカのちょうど通り道になっております八ヶ岳から美ヶ原を結ぶラインというのは、八ヶ岳地域個体群の主要な通り道で、生息地域になっております。その中でもこの諏訪の今回の狩猟鳥獣捕獲禁止区域のすぐ上側というのは、農場等ございますが、その辺りの農場の食害がひどく、それから霧ヶ峰の草原でニッコウキスゲの食害だとか、なかなか農業被害だとか金額にならない被害が非常に多いところで、そのシカの一大生息地でございます。その主なシカの移動経路の中から、諏訪湖に面した側にシカが移動してくる、そういう経路がありまして、その理由は定かではないのですが、若干の農地があるということもあります。市街地に面したところは比較的外敵もなく安全に過ごせる。というのは、お寺があったりだとか、元々狩猟ができない場所もあるというようなことで、頻りにニホンジカが出てくるところでございます。そのような中で、狩猟期に関しては狩猟もして、できるだけ捕獲圧をかけて、諏訪湖側の農地側にシカが出てこないようにするというような対策も必要ではないかと考えております。一方で、尾玉団地の皆さんは、こちらの団地は新興住宅地のようところで、農業をやっている方はいらっしゃらないところですが、山の中に既存の治山事業を行った時の作業道の一部を利

用して、小鳥の小道というようなことで、団地の皆さんの憩いの場として活用いただいている、そのような状況があります。ですので当然そのようなエリアの中で狩猟するというのは、公道のあるようなところでは元々狩猟はできませんし、銃声が近くですということも、住宅地に接近したところなので、なかなか銃を使った狩猟というのは、そもそも行いにくいのかと考えます。そうするとわなが主体になるとは思いますけれど、その時に止め刺しは銃を使わずに違う方法でやるとか、色々考慮しなきゃいけない、考える余地はあると考えております。あと、猛禽類の話ですが、やはりこの地域はオオワシが20年くらい連続して飛来しているというような土地柄がありまして、諏訪湖の方から強い西風が吹き付ける、そして強い上昇気流が発生する、そのような地理条件を有していますので、確かに猛禽類が生息しやすい場所でございます。そういった中では、特にこの区域の中だけの話ではないですが、鉛弾の話ということは大きい課題でもあると思いますので、このことも色々検討の中では含んでいきたいと考えます。以上です。

打越委員

ありがとうございます。ニホンジカの捕獲を反対しているというわけではなくて、全ての計画書を同じ項目で、当該地域の概要、生息する鳥獣、農林業被害の状況、それぞれの地域を同じフォーマットで作ろうとなさるので、この諏訪の部分だけがすごく甘く見えるのですが、やはり特記事項として、例えば、尾玉町のカラーであるとか、銃の扱いについてなど、それからさっきもお伝えしたとおり被害防除を住民自身がどうしているのか、耕作放棄地がどうなっているのか、そういうこともきちんと含めて、特記事項でもいいので文書に入れていくべきではないかと思えます。いずれにせよ、例えば計画書であっても、判断書であっても、フォーマットに合わせてきれいな文書を作ることよりも、なぜそこでこういう指定をするのか、なぜその施策を実施するのかというところの根本を、県の職員さんが思いを持っていないと文書が地味な文書になってしまうと思えますので、特記事項というような形でもいいので、きちんとした、県民を説得できるような文書にさせていただきたいと思いました。

梅崎会長

趣旨はご理解いただいたと思いますので、追加のコメントありますか。よろしいですか。

他にご意見等ございますか。よろしいですか。

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましても、さらに専門的に検討して行く必要があると思われまますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検

<p>梅崎会長</p>	<p>討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に報告事項アの「平成30年度の温泉審査部会について」でございます。</p> <p>温泉審査部会は、「長野県環境基本条例」第31条の規定により、当審議会に設置されており、本日は、昨年度の温泉審査部会の審議状況について報告させていただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>竹内薬事管理課企画幹</p>	<p>平成30年度の「温泉審査部会の審査状況」について、ご報告申し上げます。資料7をご覧ください。</p> <p>「温泉審査部会」は温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置され、温泉法による土地掘削、動力装置などについて、知事からの諮問に基づき、調査・審議を行っています。</p> <p>条例により「温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができる」とされていることから、前年度の部会の決議状況を審議会に報告するものです。</p> <p>委員は2に記載のとおりです。信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質、地質などの専門家に加えて、温泉利用施設の管理者など8名で構成されています。</p> <p>3に記載のとおり30年度は6月5日、12月10日の2回開催をいたしました。裏面をご覧ください。</p> <p>4の「審査及び行政処分の件数」ですが、「温泉法第3条による土地掘削許可」については、新規の申請が2件あり、いずれも許可答申としました。</p> <p>次に「温泉法第11条による増掘、又は動力の許可」でございますが、動力装置について2件の申請がありました。動力装置につきましては、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合に必要とされるところでございます。2件とも許可答申としたところでございます。</p> <p>説明した事項以外には審査案件等はございませんでした。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。</p>

司会	<p>(なし)</p> <p>ご質問等がなければ、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p> <p>梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は9月を予定しております。日程等につきましては、あらためて調整させていただきます。 本日は大変お疲れ様でございました。</p>
----	--